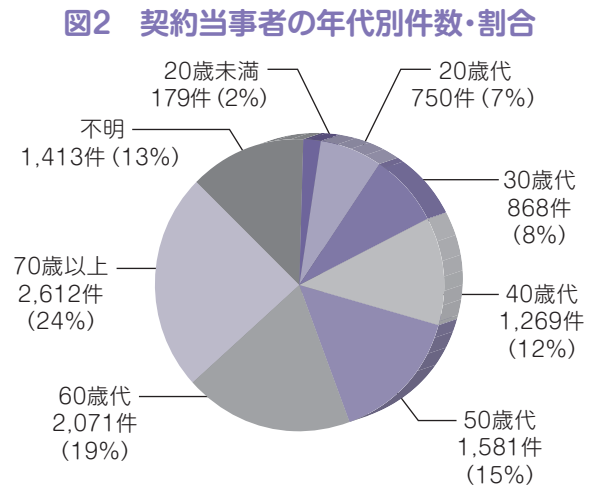
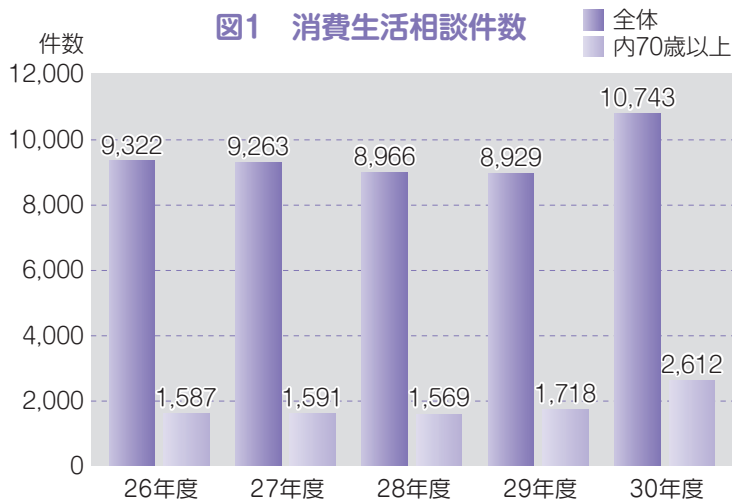


平成30年度消費生活相談概要

1 平成30年度消費生活相談件数

平成30年度消費生活相談件数は10,743件で、前年度に比べ件数で1,814件、割合で20%増加しています(図1)。

契約当事者の年代別にみると、70歳以上が2,612件(全体の24%)と最も多く、次いで60歳代が2,071件(全体の19%)、50歳代が1,581件(全体の15%)でした(図2)。なお、前年度と比較すると、70歳以上は52%、60歳代は32%、50歳代は18%増加しています。



2 相談の多い商品・サービス

表1 商品・サービス別件数(上位10位)

	商品・サービス	H30年度	H29年度	前年比
1	商品一般	2,585件	1,272件	+103.2%
2	デジタルコンテンツ	1,222件	1,192件	+2.5%
3	不動産貸借	419件	396件	+5.8%
4	工事・建築	333件	282件	+18.1%
5	インターネット接続回線	260件	221件	+17.6%
6	相談その他	218件	157件	+38.9%
7	携帯電話サービス	159件	130件	+22.3%
8	修理サービス	145件	134件	+8.2%
9	役務その他サービス	132件	124件	+6.5%
10	他の健康食品	127件	135件	-5.9%

【4位】

「工事・建築」に属する相談には、「火災保険で自己負担なく雨どいの修理ができると高額工事契約をさせられ、自己負担が発生するとわかり断ったら高額な解約料を請求された」「訪問販売で勧められ契約したりリフォームの工事が雑でクーリング・オフしたい」など、業者との高額な工事契約や解約料に関するトラブル、相談などがあります。

【1位】

「商品一般」に属する相談とは、メールやハガキによる身に覚えのない商品代金の請求や、不用品の買い取り勧誘など、商品の特定ができない相談を指します。

民事訴訟管理センターや国民訴訟通達センターなどを名乗る、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」といった架空請求ハガキもこれにあたり、平成29年度以降急増し、平成30年度も引き続き増加しています。年代別では、50歳以上で8割以上を占めています。

架空請求についての概要や対応方法などは、裏面「消費生活トピックス」をご参照ください。

【7位】

「携帯電話サービス」に属する相談には、「スマートフォンを契約しに行ったら、不要なタブレット端末を契約してしまった」「スマートフォンの契約が割引になると言われオプション契約をし、解約したはずがずっと料金を引き落とされていた」「違約金がかからない月に解約したら、その月の料金が日割りにならなかった」などの契約・解約に関するトラブル、相談などがあります。

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

第19回 さいたま市消費生活展

あなたもわたしもみんな消費者
～未来はわたしの一步から～

日時 令和元年10月13日(日) 10:00～15:30

会場 さいたま新都心駅 東西自由通路

- 内容**
- 消費者団体などによるパネル展示
 - クイズラリー
 - ステージイベント など

ステージイベント

芸人、パフォーマーなど出演予定

※出演者、時間など詳細は後日ホームページ・チラシに掲載いたします。

展示ブース

鑑識体験

エシカル消費啓発

アクセサリ
洗浄

悪質商法
対策紹介

体組成
チェック

小型家電
の回収

30cm×15cm以内の
家電製品と付属品
(携帯電話・デジカメなど)

など

フードドライブ

※「フードドライブ」とは、家庭で余った食品を持ち寄り社会福祉団体に寄付する活動です。

お持ちいただきたい食品の条件

- 缶詰・乾物・インスタント食品(生鮮食料品以外のもの)
- お米・パスタ・調味料
 - ・未開封で包装が破損していないもの
 - ・賞味期限まで3カ月以上あるもの
 - ・ビン詰めの食品でないもの
 - ・包装や容器を他のものに移し替えていないもの(お米は除く)

消費生活展へご家庭で余っている食品をお持ちください。

●消費生活トピックス●

総合消費料金に関する訴訟通知に注意!

最近、「総合消費料金に関する訴訟最終告知」や「民事訴訟最終通達」などといったハガキによる架空請求が目立っています。

【トラブル例】

- 「訴訟」や「差押え」との文言に慌て、ハガキ記載の訴訟取り下げ窓口ご連絡したら弁護士を名乗る人物を紹介され、高額な取り下げ費用をコンビニでプリペイドカード払いした。

～トラブルにあわないための注意のポイント～

- 相手に個人情報を与えてしまうので、ハガキ記載の連絡先には電話しないようにしましょう。
- 少額でも一度支払うと、様々な形で請求を繰り返されてしまうので、身に覚えのない料金は支払わないようにしましょう。

若者消費者トラブル110番

- 実施日 令和元年8月22日(木)～23日(金)
- 時間 9:00～16:30
- 対象 さいたま市在住の29歳以下の方

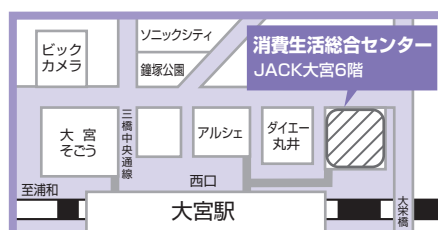
関東甲信越ブロック悪質商法被害防止キャンペーン

高齢者被害特別相談

- 実施日 令和元年9月11日(水)～13日(金)
- 時間 9:00～16:30
- 対象 さいたま市在住の60歳以上の方

いずれも、ご相談は下記窓口まで。まずはお電話ください!

消費生活相談窓口

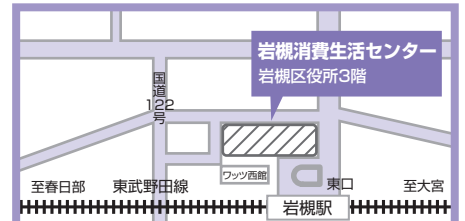


消費生活総合センター
☎ 048-645-3421(相談窓口)
☎ 048-643-2247
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 午前9時～午後5時
※受付は午後4時30分まで

日曜日の電話相談 午前9時～午後4時 ☎048-645-3421



浦和消費生活センター
☎ 048-871-0164(相談窓口)
☎ 048-883-4893
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 午前9時～午後5時
※受付は午後4時30分まで



岩槻消費生活センター
☎ 048-749-6191(相談窓口)
☎ 048-749-6193
相談受付 月曜～金曜日
相談時間 午前9時～12時 午後1時～5時
※受付は午後4時30分まで

※祝休日、年末年始 除く

(お問い合わせ)さいたま市消費生活総合センター TEL 048-643-2239 FAX 048-643-2247

ホームページ

さいたま市消費生活総合センター

検索



このくらしの情報は、2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は32円です。